

【平成 21 年 1 月 5 日施行の株券電子化実施に伴うお知らせ】

1. 株券電子化前後における単元未満株式買取・買増のご請求について

株券電子化の前後においては、単元未満株式買取請求および買増請求につきまして、以下のとおりとなりますので、ご留意ください。

(1) 証券保管振替制度をご利用でない単元未満株式に関するご請求

①単元未満株式買取請求

平成 21 年 1 月 5 日(月)から平成 21 年 1 月 25 日(日)までは、受付をいたしません。

また、平成 20 年 12 月 25 日(木)から 12 月 30 日(火)までのご請求受付分につきましては、買取価格はご請求受付日の終値を適用いたしますが、買取代金のお支払いを平成 21 年 1 月 30 日(金)とさせていただきます。

②単元未満株式買増請求

平成 20 年 12 月 12 日(金)から平成 21 年 1 月 25 日(日)までは、受付をいたしません。

(2) 証券保管振替制度をご利用の単元未満株式に関するご請求

株券電子化実施の前後において、一定期間お取引の証券会社で取次ぎを行わないと承っております。具体的な日程につきましては、証券会社により異なることが考えられますので、お取引の証券会社にお問い合わせください。

2. 株皆様のご住所およびお名前のご登録について

株皆様のご住所およびお名前の文字に、振替機関（証券保管振替機構）で指定されていない漢字等が含まれている場合には、その全部または一部を振替機関が指定した文字に置き換えのうえ、株主名簿にご登録いたします。この場合、株皆様にお送りする通知物の宛名は、振替機関が指定した文字となりますのでご了承ください。

3. 特別口座について

(1) 特別口座への口座残高の記帳

証券保管振替制度をご利用でない株皆様につきましては、ご所有の株式は三菱UFJ信託銀行に開設される特別口座に記録されます（平成 21 年 1 月 26 日に記録される予定です）。なお、特別口座に記録された株式数等のご案内は、平成 21 年 2 月中旬頃に、三菱UFJ信託銀行から、お届けのご住所宛にお送りする予定です。

(2) 特別口座に記録された株式に関するお手続き

特別口座に記録された株式に関するお手続き（株皆様の口座への振替請求・単元未満株式買取（買増）請求・お届出住所の変更・配当金の振込指定等）につきましては、株券電子化実施後、下記口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）の連絡先にお問合わせください。なお、特別口座に記録された株皆様のお手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行の全国本支店でお取次ぎいたします。

(3) 特別口座の口座管理機関および連絡先

特別口座の口座管理機関は、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行となります。

口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目 1 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 TEL 0120-094-777 (通話料無料)

(4) 特別口座の口座管理機関でのお手続きの受付の開始時期

特別口座に記録された株式についての、株皆様の口座への振替請求、単元未満株式買取（買増）請求等の各種ご請求やお届出につきましては、平成 21 年 1 月 26 日(月)以降にお手続きが可能となりますので、ご留意ください。

<ご参考>

株券電子化に関する詳細につきましては、証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載された Q & A (<http://www.kessaicenter.com/kaikaku/kabuken10aa.pdf>) 等をご参照ください。

また、株券電子化に関するご質問・ご相談は、

「株券電子化」なんでも相談窓口（「株券電子化コールセンター(*)」）

TEL 0120-77-0915 (通話料無料。平日・土曜/9:00~17:00)

までお問い合わせください。

(*)株券電子化コールセンターは、(株)証券保管振替機構、日本証券業協会、(株)東京証券取引所が共同で運営する株券電子化についての相談窓口です。